

富山県住宅省エネ改修推進モデル事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 富山県住宅省エネ改修推進モデル事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (2) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (3) ZEH水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。
- (4) BELS 建築物省エネ法第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度をいう。
- (5) 設備の効率化に係る工事 住宅の暖房設備、冷房設備、機械換気設備、照明設備や給湯設備等の高効率化に資する工事をいう。
- (6) 省エネ改修工事 開口部、躯体等の断熱化工事及び設備の効率化に係る工事をいう。
- (7) 仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。
- (8) 誘導仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準」を満たす仕様をいう。
- (9) JIS 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、既存住宅の省エネ化を推進するため、県内に存する民間の既存住宅の所有者が行う次の各号に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金

を交付するものとする。

- (1) 住宅の省エネ改修工事に関する事業で次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 省エネ改修工事後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの（取得予定であるものを含む。以下「全体改修」という。）
 - (イ) 住宅全体で(ア)の要件を満たさない場合にあっては、改修部分が省エネ基準又はZEH水準に相当する省エネ改修工事のうち、別表1に定めるものであって、複数の開口部の改修を含むもの（以下「部分改修」という。）
- (2) 住宅の省エネ診断に関する事業で前号の省エネ改修工事と併せて実施するもの
- (3) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定に関する事業で第1号の省エネ改修工事と併せて実施するもの

2 前項第1号の省エネ改修工事は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 昭和56年6月1日以降に着工した住宅であるもの
- (2) 改修前の状態で省エネ基準を満たす省エネ性能がある住宅の場合にあっては、ZEH水準への改修を行うもの
- (3) 改修前の状態でZEH水準を満たす省エネ性能を有していないもの

3 同一の補助対象の住宅に行う補助は、第1項各号につき1回を限度とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条第1項各号の事業が実施される住宅の所有者とする。

2 補助対象者は、補助金の交付に係る住宅について、前条第1項各号の事業を実施する設計者、販売事業者（宅地建物取引業者に限る。）又は改修の工事施工者に本要綱に定める手続の代理を委任することができる。

（交付の対象経費、補助率及び補助限度額）

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請書の様式等）

第6条 規則第3条に規定する申請書は補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、申請書に添付すべき書類の様式等は、別表3のとおりとする。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。ただし、第9条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった

場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

- 2 前項の規定による承認を受けようとする場合は、事業内容等変更承認申請書（様式第3号）に、別表3に掲げる提出書類を添えて知事に申請しなければならない。

（決定の取消し等）

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 別表2に規定する交付要件若しくは前条に規定する補助金の交付の条件に違反したとき又は前条第1項第3号に規定する知事の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

- 3 知事は、第1項による補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

（軽微な変更）

第9条 第7条第1項第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 補助対象経費を変更すること。
- (3) 工事の内容を変更すること。

（補助事業実績報告書の添付書類の様式等）

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は補助金実績報告書（様式第4号）によるものとし、実績報告書に添付すべき書類の様式等は別表3のとおりとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（様式第6号）を知事に提出するものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 補助事業者（この条において、補助事業後に住宅を取得した者を含む。）は、補助金の交付の対象となった住宅及び設備の全部又は一部を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け若しくは担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 住宅所有者が本事業により工事を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸付け等を行う場合
- (2) 補助事業完了後10年間（耐用年数が10年未満のものにあっては耐用年数）を経過した場合

(事業実績の公表)

第13条 補助事業者は、県が行う住宅省エネ改修事例の収集及び広報活動への協力に努めるものとする。

2 県は、補助事業によって得られた成果の概要を公表できるものとする。ただし、当該公表について、当該補助事業に係る者から支障のある旨の申出があったときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月19日から施行する。

別表 1

A. 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

(省エネ基準)

工事内容	対象となる改修工事		モデル工事費 ^{※1} (省エネ基準)	仕様・備考
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換 ^{※2}	1.4 m ² 以上	64 千円/枚	国土交通省所管の「こどもみらい住宅支援事業」において登録されている建材のうち、省エネ基準地域区分5に適合している「省エネ」又は「省エネ・防音」の区分の建材であること。又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
		0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満 ^{※6}	48 千円/枚	
		0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満 ^{※6}	16 千円/枚	
	内窓設置 ^{※3} 外窓交換 ^{※4}	2.8 m ² 以上 ^{※7}	168 千円/箇所	
		1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満 ^{※7}	128 千円/箇所	
		0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満 ^{※7}	112 千円/箇所	
ドア	ドア交換 ^{※5}	開戸：1.8 m ² 以上 ^{※7}	256 千円/箇所	
		引戸：3.0 m ² 以上 ^{※7}		
		開戸：1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満 ^{※7}	224 千円/箇所	
		引戸：1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満 ^{※7}		

(ZEH 水準)

工事内容	対象となる改修工事		モデル工事費 ^{※1} (ZEH 水準)	仕様・備考
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換 ^{※2}	1.4 m ² 以上	85 千円/枚	「省エネ建材型番データベース」において登録されている建材であり、かつ厚さ等が誘導仕様基準に適合するように施工されること。又は、カタログ等により、誘導仕様基準への適合が確認できるもの。
		0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満 ^{※6}	64 千円/枚	
		0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満 ^{※6}	21 千円/枚	
	内窓設置 ^{※3} 外窓交換 ^{※4}	2.8 m ² 以上 ^{※7}	225 千円/箇所	
		1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満 ^{※7}	171 千円/箇所	
		0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満 ^{※7}	150 千円/箇所	
ドア	ドア交換 ^{※5}	開戸：1.8 m ² 以上 ^{※7}	343 千円/箇所	
		引戸：3.0 m ² 以上 ^{※7}		
		開戸：1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満 ^{※7}	300 千円/箇所	
		引戸：1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満 ^{※7}		

※1 モデル工事費とは、部分改修に係る工事の費用として、知事が定める工事費をいう。以下同じ

※2 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※3 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※4 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するものをいう。

※5 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

※6 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※7 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事
(省エネ基準)

工事内容	断熱材の区分	モデル工事費 (省エネ基準)	仕様・備考
外壁	A～C	136 千円/㎡	<p>こどもみらい住宅支援事業において登録されている建材であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。</p> <p><断熱材の区分></p> <p>A～C 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035</p> <p>D～F 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034 以下</p>
	D～F	204 千円/㎡	
屋根・天井	A～C	48 千円/㎡	
	D～F	82 千円/㎡	
床	A～C	162.6 千円/㎡	
	D～F	244 千円/㎡	

(ZEH 水準)

工事内容	断熱材の区分	モデル工事費 (ZEH 水準)	仕様・備考
外壁	A～C	182 千円/㎡	<p>省エネ建材型番データベースにおいて登録されている建材であり、かつ厚さ等が誘導仕様基準に適合するように施工されること。又は、カタログ等により、誘導仕様基準への適合が確認できるもの。断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。</p> <p><断熱材の区分></p> <p>A～C 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035</p> <p>D～F 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034 以下</p>
	D～F	273 千円/㎡	
屋根・天井	A～C	64 千円/㎡	
	D～F	109 千円/㎡	
床	A～C	217.6 千円/㎡	
	D～F	326 千円/㎡	

B. 設備の効率化に係る工事

設備種別	モデル工事費 (省エネ基準・ ZEH 水準共通)	仕様・備考
太陽熱利用システム ※8	452 千円/戸	<p>こどもみらい住宅支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>強制循環式のもので、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）</p>
高断熱浴槽※8	349 千円/戸	<p>こどもみらい住宅支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>JIS A5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。</p>

高効率給湯機 ^{※9}	243 千円／戸	<p>こどもみらい住宅支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS C 9220 に基づく年間給湯保温効率（ただし、当該給湯機がふろ熱回収機能を有する場合は、ふろ熱回収なしの値）、又は年間給湯効率が 3.0 以上であること。 ・ 給湯部熱効率が 94% 以上であること。 ・ 連続給湯効率が 94% 以上であること。 ・ 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102 %以上であること。
電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)		
潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)		
潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)		
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯器)		
節湯水栓 ^{※10}	53 千円／台	<p>こどもみらい住宅支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>JIS B2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。</p>
コージェネレーション設備 ^{※9} (エネファーム等)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可） ・ ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準 JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準）で 80 %以上であること。
蓄電池	—	<p>ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。</p>
LED 照明	—	<p>工事を伴うものに限る。</p>

※8 設置を行った設備の種類毎に 1 台／戸を補助対象とする。

※9 電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、コージェネレーション設備のいずれかの 1 台／戸を補助対象とする。

※10 設置を行った台数分を補助対象とする。

別表 2

事業区分		補助対象経費、補助率	補助限度額
(i)省エネ改修	全体改修	住宅の省エネ改修工事に係る費用に、100分の23を乗じて得た額の合計とする。	省エネ基準に相当 766千円/戸 ZEH水準に相当 1,025千円/戸
	部分改修	別表1に掲げる工事に対して、同表で定めるモデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を合計した額に、100分の23を乗じて得た額とする。	仕様基準に適合 766千円/戸 誘導仕様基準に適合 1,025千円/戸
(ii)省エネ診断		住宅の省エネ診断に関する事業で、(i)省エネ改修工事と併せて実施するものに係る費用の2/3	—
(iii)省エネ化のための計画の策定		住宅の省エネ化のための計画の策定に関する事業で、(i)省エネ改修工事と併せて実施するものに係る費用の2/3	—
(i)~(iii)補助金の額の合計			1,200千円/戸

<備考>

- 1 省エネ改修工事に係る費用は、次に掲げる費用とする。
 - (1) 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事費
 - (2) 設備の効率化に係る工事費（ただし、開口部や躯体等の断熱化に係る工事費の額以下とする）
- 2 省エネ診断に係る費用は、次に掲げる費用とする。
 - (1) 省エネ診断に必要となる調査のための費用
 - (2) 既存住宅についてBELSの評価・認証を受けるために必要な費用
- 3 省エネ化のための計画の策定に係る費用は、次に掲げる費用とする。
 - (1) 省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用
 - (2) 改修設計内容についてBELSの評価・認証を受けるために必要な費用
- 4 次に掲げる経費は、対象経費から除くものとする。
 - (1) 国、県、市町村その他の補助制度を併用する場合は、当該補助制度が対象とする部分に係る経費
 - (2) 省エネ改修と関連性のない改修等に要する経費